第三条第三号を次のように改める。

三　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号。以下「機構法施行令」という。）

第四条中「研究所に」を「機構に」に改め、同条第一号中「研究所法第十一条第一項第一号」を「機構法第十三条第一項第一号」に改め、「総合的な」を削り、同条第二号中「研究所法第十一条第一項第二号」を「機構法第十三条第一項第二号」に改め、同条第三号中「研究所法第十一条第一項第三号」を「機構法第十三条第一項第三号」に改め、同条第七号中「研究所」を「機構」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「研究所法第十一条第二項第一号」を「機構法第十三条第二項第一号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　機構法第十三条第一項第四号に規定する森林の造成に関する事項

第五条中「研究所」を「機構」に改める。

第六条中「研究所」を「機構」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　中長期目標期間を超える債務負担に関する事項

第七条から第十条までの規定中「研究所」を「機構」に改める。

第十一条中「研究所は、研究所法第十三条」を「機構は、機構法第十六条」に改める。

第十二条から第十八条までの規定中「研究所」を「機構」に改める。

第十九条及び第二十条中「研究所」を「機構」に、「森林保険勘定」を「機構法第十三条第二項に規定する業務に係る勘定」に改める。

第二十一条中「研究所」を「機構」に改める。

第二十二条の見出し中「森林総合研究所債券」を「森林研究・整備機構債券」に改め、同条中「研究所法施行令」を「機構法施行令」に改め、同条第二号中「研究所法第十一条第二項第二号に規定する」を「機構法第十三条第二項第二号に掲げる」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「研究所法第十一条第二項第一号に規定する」を「機構法第十三条第二項第一号に掲げる」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　機構法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるためのもの　五十年間

第二十三条中「研究所は、研究所法第十七条第一項」を「機構は、機構法第二十条」に改め、同条第二号中「森林総合研究所債券（以下「研究所債券」を「森林研究・整備機構債券（以下「機構債券」に、「研究所債券の」を「機構債券の」に改め、同条第三号中「研究所債券」を「機構債券」に改める。

第二十四条中「研究所」を「機構」に、「及び建物」を「、建物並びに機構法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る立木」に改める。

第二十五条から第二十八条までの規定中「研究所」を「機構」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（機構法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る不動産登記規則の規定の準用）

第二十九条　機構が行う機構法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

附則第二項中「研究所が」を「機構が」に、「研究所に」を「機構に」に改め、同項第一号及び第二号中「研究所法」を「機構法」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「研究所法附則第九条第一項」を「機構法附則第八条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「研究所法附則第十条第一項」を「機構法附則第九条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「研究所法附則第十一条第一項」を「機構法附則第十条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「研究所法附則第十二条第一項」を「機構法附則第十一条第一項」に改め、同号を同項第六号とする。

附則第三項中「研究所」を「機構」に改める。

附則第四項中「研究所の」を「機構の」に、「研究所法」を「機構法」に改める。

附則第五項中「研究所」を「機構」に、「に規定する」を「に掲げる」に、「補てん」を「補塡」に改める。

附則第六項中「研究所が」を「機構が」に、「研究所に」を「機構に」に改め、同項第三号中「研究所法附則第八条第一項に規定する業務及び研究所法附則第九条第一項」を「機構法附則第八条第一項」に改める。

附則第七項中「研究所」を「機構」に、「第十三条」を「第十六条」に、「附則第十四条」を「附則第十二条」に改める。

附則第八項の見出し中「研究所債券」を「機構債券」に改め、同項中「研究所法第十五条第一項」を「機構法第十八条第一項」に、「研究所債券」を「機構債券」に、「研究所法施行令」を「機構法施行令」に改める。

附則第九項を次のように改める。

（機構法附則第八条第一項又は第十条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は機構債券の償還期間）

9　機構法附則第八条第一項又は第十条第一項に規定する業務に係る長期借入金又は機構債券に係る機構法施行令第二条の農林水産省令で定める期間は、二十三年間とする。

（国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令の一部改正）

第六条　国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令

第一条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「「研究所法附則第９条第３項」を「「機構法附則第８条第３項」に、「国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第８条第３項」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第９条第３項」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条第一項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「より研究所」を「より機構」に、「同規則」を「同令」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に改め、同条第二項中「附則第九条第一項」を「附則第八条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「同規則」を「同令」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第九条第三項」を「附則第八条第三項」に改め、同条を第三条とする。